

共生社会に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	狩野	安	(自民)	大仁田	厚	(自民)	千葉	景子	(民主)
理 事	有馬	朗人	(自民)	小泉	顕雄	(自民)	松岡	満壽男	(民主)
理 事	大野	つや子	(自民)	後藤	博子	(自民)	森	ゆうこ	(民主)
理 事	中原	爽	(自民)	清水	嘉与子	(自民)	弘友	和夫	(公明)
理 事	神本	美恵子	(民主)	段本	幸男	(自民)	吉川	春子	(共産)
理 事	羽田	雄一郎	(民主)	南野	知恵子	(自民)	福島	瑞穂	(社民)
理 事	山本	香苗	(公明)	橋本	聖子	(自民)	高橋	紀世子	(みどり)
理 事	林	紀子	(共産)	岡崎	トミ子	(民主)			
	有村	治子	(自民)	郡司	彰	(民主)			(16. 2. 10 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

第152回国会の平成13年8月7日に設置された本調査会は、「共生社会の構築に向けて」を調査テーマと定め、1年目は「児童虐待防止に関する件」、2年目は「障害者の自立と社会参加に関する件」について調査を進めてきた。3年目は引き続き「障害者の自立と社会参加に関する件」について取り上げ、「共生の感覚の育成」及び「地域生活支援」の観点から更に調査を行った。

今国会においては、平成16年2月18日、共生の感覚の育成について、奈良教育大学助教授玉村公二彦君、佐倉市立根郷中学校教諭永長徹君、NPOわかくさ大東地域リハビリテーション研究所所長・帝京平成大学健康メディカル学部教授山本和儀君及び中部学院大学人間福祉学部助教授別府悦子君を、2月25日には、地域生活支援について、花園大学社会福祉学部福祉心理学科専任講師三田優子君、伊達市長菊谷秀吉君及び社会福祉法人桑友理事長武田牧子君をそれぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。また、3月3日には、障害者の自立と社会参加に関する政府の取組状況について、中島内閣府副大臣、原田文部科学副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び佐藤国土交通副大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。

このような障害者の自立と社会参加に関しての参考人からの意見聴取や政府の取組状況についての説明を踏まえ、平成16年5月12日、報告書の取りまとめに向けて、調査会委員間の自由討議を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、4項目からなる「障害者の自立と社会参加についての提言」を取りまとめ、平成16年6月11日、提言を含む調査報告書を議長に提出することを決定した。

他方、前期調査会において提出し、成立に至った配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護に関する法律の見直しについては、その附則において施行後3年を目途として検討する旨の規定が設けられていたことから、本調査会理事会の下に設置した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の見直しに関するプロジェクトチームにおける調査、検討の結果を踏まえ、平成16年3月25日、**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案**を、全会一致で本調査会提出の法律案として提出することを決定した。なお、同法律案の起草に先立ち、配偶者暴力防止法の見直しについて、野沢法務大臣、小野国家公安委員会委員長、坂口厚生労働大臣、内閣府及び総務省に対し質疑を行った。配偶者暴力防止法一部改正案は、平成16年5月27日、成立に至った。

〔調査の概要〕

平成16年2月18日の調査会では、参考人から、障害者の社会参加と自立のためには生涯にわたる教育的支援として社会教育等の学校外教育も重要である、子どもへの福祉教育の実践の目標は「対等の意識」の涵養である、ノーマライゼーションの推進のためには統合教育が必要であり、その理解のために地域全体が変わっていく必要がある、LD、ADHD、高機能自閉症等のある発達障害児等への特別支援教育については現在の障害児教育を充実させた上で行うことが重要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①就学先について障害当事者の選択を尊重する必要性、②適正な学級定数の在り方及び加配教員の確保、③知的障害者の後期中等教育を充実させる必要性等について質疑を行った。

2月25日の調査会では、参考人から、施設内の中軽度知的障害者に対し、訓練の一環として、配膳や重度の入所者の介護等を行わせることは人権侵害である、差別を解消するためにも知的障害者が地域で暮らす仕組みをつくる必要がある、精神障害者が地域で暮らす基盤として生活支援システム及びそれを支える良質の医療が必要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①知的・精神障害者の地域生活への移行に当たり地域社会における支援体制をつくる必要性、②知的・精神障害者への就労支援充実の必要性、③支援費制度実施に伴いケアマネジメントの確立等の重要性等について質疑を行った。

3月3日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①特別支援教育の実効性確保のための条件整備、②障害のある人への職業訓練の充実と多様な雇用・就労形態の促進、③支援費制度の財源確保と地域格差解消の必要性、④障害当事者の政策決定過程参画の必要性等について質疑を行った。

5月12日の調査会では、①通常学級における特別支援と障害児学校・学級の拡充を併せて推進する必要性、②LD、ADHD、高機能自閉症等のある発達障害児に対する総合的な支援体制整備の必要性、③地域生活移行のための生活の場の確保と日常生活に対する行政サービス提供の必要性、④知的障害者施設が地域生活支援に果たす役割を検討する必要性、⑤障害のある人が地域生活の基盤を確立するための就労の促進について検討する必要

性等の意見が述べられた。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、障害者の自立と社会参加について意見を集約し、「共生の感覚の育成」を始めとする4項目の提言を取りまとめた。

また、平成16年3月25日の調査会においては、配偶者暴力防止法の見直しについて、政府に対し、①「脅迫」を保護命令の対象とすることの是非、②子どもへの接近禁止命令と親の面接交渉権との関係、③DV事案へのストーカー規制法適用の必要性、④DV被害者保護のための住民基本台帳閲覧等の制限の必要性、⑤加害者更生に関する調査研究の重要性等について質疑を行った後、同法改正案を起草し、調査会として提出することを決定した。

〔法律案の提出〕

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案

前期調査会が第151回国会において提出し、成立に至った配偶者暴力防止法の施行以降、平成15年12月末までの期間に配偶者暴力相談支援センターに68,278件の相談が寄せられ、保護命令については3,422件申し立てられ2,719件が発令されるなど、同法が配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に効果を上げてきた一方で、悲惨な暴力事件は後を絶たず、更なる施策の推進が求められていた。

配偶者暴力防止法には施行後3年を目途とする検討規定が設けられていたことから、同法の見直しについて検討するため、第156回国会の平成15年2月12日、本調査会理事会の下に、各党派の本調査会委員を構成員とするプロジェクトチームを設置した。プロジェクトチームにおける学識経験者、関係者等から意見聴取、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び最高裁判所からの説明聴取、メンバー間の討議など、24回にわたる調査、検討を重ねた結果を踏まえ、平成16年3月25日の調査会において、全会一致をもって本調査会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、翌26日参議院本会議において可決された後、5月26日の衆議院法務委員会の審査を経て、翌27日衆議院本会議において全会一致をもって可決、成立した。

その主な内容は、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施、被害者の自立支援の明確化等である。

(2) 調査会経過

○平成16年2月10日(火)(第1回)

- 共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関するプロジェクトチームに関する件について委員から報告を聴いた。

○平成16年2月18日(水)(第2回)

- 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件(共生の感覚の育成)について参考人奈良教育大学助教授玉村公二彦君、佐倉市立根郷中学校教諭永長徹君、NPOわかくさ大東地域リハビリテーション研究所所長・帝京平成大学健康メディカル学部教授山本和儀君及び中部学院大学人間福祉学部助教授別府悦子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有馬朗人君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、中原爽君(自民)、林紀子君(共産)、大野つや子君(自民)、神本美恵子君(民主)、山本香苗君(公明)、高橋紀世子君(みどり)、有村治子君(自民)

○平成16年2月25日(水)(第3回)

- 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件(地域生活支援)について参考人花園大学社会福祉学部福祉心理学科専任講師三田優子君、伊達市長菊谷秀吉君及び社会福祉法人桑友理事長武田牧子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君(自民)、林紀子君(共産)、岡崎トミ子君(民主)、森ゆうこ君(民主)、高橋紀世子君(みどり)、大野つや子君(自民)、神本美恵子君(民主)、有村治子君(自民)、後藤博子君(自民)、大仁田厚君(自民)

○平成16年3月3日(水)(第4回)

- 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について中島内閣府副大臣、原田文部科学副大臣、谷畑厚生労働副大臣及び佐藤国土交通副大臣から説明を聴いた後、中島内閣府副大臣、原田文部科学副大臣、谷畑厚生労働副大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君(自民)、林紀子君(共産)、清水嘉与子君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、神本美恵子君(民主)、後藤博子君(自民)、有村治子君(自民)、福島瑞穂君(社民)、山本香苗君(公明)、高橋紀世子君(みどり)、大野つや子君(自民)

○平成16年3月25日(木)(第5回)

- 「共生社会の構築に向けて」のうち、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する法律の見直しに関する件について野沢法務大臣、小野国家公安委員会委員長、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕狩野安君（会長質疑）

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴いた後、調査会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成16年5月12日（水）（第6回）

- 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について意見の交換を行った。

○平成16年6月11日（金）（第7回）

- 共生社会に関する調査報告書を提出することを決定した。
- 共生社会に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（3）議案の要旨

○成立した議案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案 （参第13号）

【要旨】

本法律案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「配偶者からの暴力」の定義を、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうものとする。
- 二、保護命令制度の拡充
 - 1 配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に被害者が離婚をした場合においても、被害者が元配偶者から引き続き受ける暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、元配偶者に対し接近禁止命令及び退去命令を発するものとする。
 - 2 被害者が同居している未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該子への接近禁止命令を発するものとする。
 - 3 退去命令において、退去住居付近のはいかにも禁止するものとする。
 - 4 退去命令の期間を、現行の2週間から2月間に拡大する。
 - 5 退去命令の再度の申立てを認めることとする。
 - 6 保護命令の再度の申立てをする場合において、配偶者暴力相談支援センター等に対

する相談等の事実が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付を不要とする。

三、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができるものとする。

四、被害者の自立支援の明確化等

1 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

2 主務大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針を定め、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における施策の実施に関する基本計画を定めなければならない。

3 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うとともに、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努める。

4 福祉事務所は、法令の定めるところにより、被害者の自立支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

五、警察本部長等は、配偶者からの暴力を受けている者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申し出があったときは、必要な援助を行うものとする。

六、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならない。

七、改正後の法律の規定については、本法律の施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

八、本法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(4) 調査会報告要旨

共生社会に関する調査報告

【要旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第152回国会の平成13年8月に設置された。

本調査会は、「共生社会の構築に向けて」を調査テーマと定め、1年目は「児童虐待防止に関する件」、2年目は「障害者の自立と社会参加に関する件」を具体的調査事項とした。

最終年に当たる3年目は、前期調査会において提出し、成立に至った「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」について、本調査会理事会の下に設置したプロジェクトチームにおける調査、検討を経て、3月25日、「配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案」を起草、提出した。さらに、2年目に取り上げた「障害者の自立と社会参加に関する件」について「共生の感覚の育成」及び「地域生活支援」の観点から更に調査を行った。参考人からの意見聴取及び政府からの説明聴取並びに調査会委員間の自由討議を通じて調査を進めてきた結果、「障害者の自立と社会参加についての提言」を含めた調査報告書を取りまとめ、6月11日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた「障害者の自立と社会参加についての提言」の内容は、次のとおりである。

一 共生の感覚の育成

- 1 子どもの頃から共生の感覚を育成するためには、本人の意思を尊重した通常学級での教育の機会を充実するとともに、障害のある子どもに対する通学、給食、医療等の支援体制を一層充実すべきである。
- 2 学校における福祉教育については、地域の関係機関との連携を図るとともに、教育現場のみならず学校外における支援体制の整備を図るべきである。
- 3 知的障害者等については、発達の進度において個人差が見られるなどの障害特性に配慮し、教育の効果を確実にするためにも養護学校高等部等後期中等教育の充実等を図る必要がある。

二 LD、ADHD、高機能自閉症への対応

- 1 LD、ADHD、高機能自閉症により特別な教育的支援体制を必要とする児童生徒への対応のため、早期発見のための体制整備、教員の専門性向上、教育条件の整備、教師や学校現場への援助等が必要であり、そのための予算措置等を講じるとともに、幼児期から成人期までの継続した支援体制の構築を検討すべきである。
- 2 軽度発達障害のある児童生徒の健全育成のため、不登校等との関係性の有無等について、国として早急に専門的な調査研究を実施すべきである。

三 地域生活支援

- 1 知的障害者の地域生活への移行を円滑に推進するため、当事者の意思を尊重した移行決定手続の整備、在宅サービス体制等地域住民との連携の下に一人一人のニーズに応じた支援体制の構築が必要である。
- 2 精神障害者の地域生活への移行を推進するため、生活就労支援システムの機能強化、精神科救急システム等の整備等を図り、精神障害者本人の選択と自己決定により豊かな生活が可能となる社会を構築すべきである。
- 3 地域において障害のある人が経済的に自立した生活基盤を確立するため、小規模作業所等福祉的就労への更なる支援と同時に、国及び地方公共団体は障害のある人の地域における雇用・就業確保等を重点施策として推進すべきである。

四 地方公共団体に対する財政的配慮

三位一体改革の推進に当たっては、国の保障すべき行政水準に対する明確な方針を提示するとともに、地方公共団体間の財源格差の是正についても配慮し、障害保健福祉政策の推進に努めるべきである。